

## 令和7年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 運営主体（事業者の概要）

名 称	揖斐川町
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地
電話番号	0585-22-2111
代表者氏名	揖斐川町長 岡部 栄一

### 2. 施設の概要

種 別	保育所型認定こども園	
名 称	やまと・きたがた幼稚園	
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町 124 番地	
電話番号	0 5 8 5 - 2 2 - 3 1 2 0	
管理者名	園長	
開設年月日	平成29年 4月 1日	
利用定員	170 人	1号認定子ども 5人 2号認定子ども 120人 3号認定子ども 45人

### 3. 施設の目的・運営方針

施設の目的	やまと・きたがた幼稚園（以下「当園」という。）は、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行なうことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指します。</li><li>・利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めます。</li><li>・地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、町、小学校、地域などとの連携に努めます。</li><li>・利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めます。</li></ul>

### 4. 提供する教育・保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、園児の心身状況等に応じて教育・保育を提供します。

## 5. 施設・設備等の概要

敷地	全体	8345.73 m <sup>2</sup>		
	園庭	2200.00 m <sup>2</sup>		
建物	構造	木造平屋建		
	延床面積	1712.02 m <sup>2</sup>		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	7室
	ほふく室	1室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室	乳児用トイレ	1室
設備の種類	冷暖房、プール			

## 6. 職員体制（令和7年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤
園長	1人	1人	
主任保育士	1人	1人	
保育士	19人	6人	13人
調理員	2人		2人
保育補助員	1人		1人

## 7. 教育・保育を提供する日

開園日	月曜日～土曜日 ただし、土曜日はやまと・きたがた幼稚園（又はおじま幼稚園） で希望保育により実施
開園時間	午前7時30分～午後7時00分
休園日	日曜日、祝日、年末年始
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お盆や年度末年度初など、希望保育を実施する日があります。</li> <li>・台風等による警報発令時の対応は、別添「警報発令時における登降園および休園について」を参照してください。</li> </ul>

## 8. 教育・保育を提供する時間

### 【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

保育時間	教育標準時間	8時30分～13時00分
預かり保育	保育時間	13時00分～16時30分
延長保育	保育時間	朝：7時30分～8時30分 夕：16時30分～19時00分

## 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

保育時間（最大）	保育標準時間※	7時30分～18時30分
	保育短時間	8時30分～16時30分
延長保育	保育標準時間	夕：18時30分～19時00分
	保育短時間	朝：7時30分～8時30分 夕：16時30分～19時00分

※上記にかかわらず、通常の保育時間は8時30分から16時30分までとしていますので、この時間帯を超えて保育が必要な場合は事前に別途申込が必要となります。

### 9. 食事の提供方法等について

- (1) 食事の提供方法  
揖斐川町給食センターからの外部搬入による
- (2) 食事の提供を行なう日  
教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行いません。  
ただし、行事等によりお弁当の持参をお願いする日があります。  
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
- (3) アレルギー対応状況  
除去食により対応します。  
アレルギー、その他の事情により給食等に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際、医師による診断書の提出をお願いします。
- (4) その他衛生管理等  
調理員及び保育従事職員は、毎月検便を行っています。  
調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理を徹底しています。

### 10. 利用料金等

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）・・・3歳未満児  
支給認定を行った市町村が定める保育料をお支払いいただきます。  
保育料の納入には口座振替をご利用ください。
- (2) 食事の提供に要する費用（給食費）・・・3歳以上児  
主食費600円/月、副食費4,000円/月（副食費免除対象者は主食費のみ）  
※揖斐川町在住児の給食費は無料となります。
- (3) その他の利用者負担（実費負担）  
上記（1）、（2）に掲げるもののほか、適宜費用を負担していただくことがあります。  
【例】絵本などの教材費 他  
**※保護者会からの会費の徴収があります。**

### 11. 利用の開始について

当園では、支給認定を受け当園に入所決定された保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

### 12. 利用の終了について

当園は、下記の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 1号、2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）
- ② 保護者から退園の申出があったとき
- ③ 利用継続が不可能であると町が認めたとき
- ④ その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき

### 13. 嘱託医・嘱託歯科医

嘱託医	医療機関の名称	のだ医院
	医院長名又は医師名	野田 宜輝
	所在地	揖斐川町三輪 1 1 1 - 8
	電話番号	2 2 - 3 9 3 9
嘱託歯科医	医療機関の名称	のはら歯科医院
	医院長名又は医師名	野原 義弘
	所在地	揖斐川町脛永 4 0 9
	電話番号	2 3 - 1 2 0 0

### 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に体調の急変などがあった場合には、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先及び医療機関へ速やかに連絡を行うなど必要な措置を講じます。

### 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画書、非常時対応マニュアルにより対応
避難訓練	火災・地震を想定した避難訓練を月 1 回実施
防災設備	自動火災報知機、誘導等、ガス漏れ報知器、非常警報装置、非常用電源
避難場所	園庭

### 16. 虐待の防止のための措置

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ①職員に対して虐待防止研修を実施
- ②虐待防止マニュアルの作成、運用

### 17. 共済保険等の加入

揖斐川町では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。当制度は、保育施設の管理下で、児童の災害（負傷・疾病等）が発生したときに、災害共済給付（医療費・障害見舞金等の給付）を国と保育施設の設置者と保護者の三者の負担により行う互助共済制度です。

保護者の方には共済掛金として園児 1 人につき 210 円を負担していただきます。

### 18. 教育・保育内容に関する相談・苦情

相談・苦情受付担当者	主任保育士
相談・苦情解決責任者	園長、子育て支援課長
第三者委員	主任児童委員
受付方法	面談、電話、文書等の方法により、相談・苦情を受け付けています。また、玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

※別添「苦情解決のご案内」を参照してください。

### 19. その他の留意事項

- ・当園は保護者会活動を行っています。